

附則

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長(以下この項において「乳児院等の長」という。)として勤務している者については、この省令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

○経済産業省令第四十号

鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第五条及び第八条の規定に基づき、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年四月八日

経済産業大臣 梶山 弘志

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令  
鉱山保安法施行規則(平成十六年経済産業省令第九十六号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain Article 10 regarding dust handling in mines, detailing safety equipment and standards.

備考 表中の「」は注記である。  
附則 この省令は、令和三年五月一日から施行する。

告示

○国家公安委員会告示第十四号

国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令(令和三年内閣府令第二十八号)の規定に基づき、同令に規定する小型電動車に係る国家公安委員会が定める基準を次のように定める。  
令和三年四月八日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令に規定する小型電動車に係る国家公安委員会が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
イ 長さ 百四十七センチメートル
ロ 幅 八十七センチメートル
ハ 高さ 百四十七センチメートル
二 車体の構造は、次に掲げるものであること。
イ 原動機として、電動機を用いること。
ロ 十五キロメートル毎時を超える速度を出ることができないこと。
ハ 運転者席は、立席であること。

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
2 国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令に規定する原動機付自転車に係る国家公安委員会が定める基準を定める件(令和二年国家公安委員会告示第四十三号)は、廃止する。

○国土交通省告示第三百四十六号

地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。  
令和三年四月八日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- 一 群馬県内匠地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域

群馬県富岡市

- 内匠 六四〇番 一号
七九〇番二 二号
一〇五〇番 三号
一一九六番一 四号
一一三三番五 五号
一一三〇番四 六号
九六〇番三 七号

○国土交通省告示第三百四十七号

地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。  
令和三年四月八日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- 一 新潟県細入地すべり防止区域(追加)
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を昭和六十二年農林水産省告示第三百五十七号で指定した新潟県木棚地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱五号と六号を平成十六年農林水産省告示第六十三号で指定した新潟県片町下地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と六号を平成八年建設省告示第二百六十四号で指定した新潟県細入地すべり防止区域及び昭和三十三年農林省告示第九十九号で指定した新潟県片町地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域
新潟県上越市牧区片町
字加度 四七五番四 一号
字龍賀窪 三七二番 二号
三六四番 三号
三五八番 四号
三三二番 五号
二六七番三 六号
字川窪 二六七番三 六号

○国土交通省告示第三百四十八号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。  
令和三年四月八日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上ノ山川
(二) 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域